

○議長（川崎和夫君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

5 番 明和善一郎君。

○5 番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています2項目について、お考えをお聞きします。

まず、1項目目として、改正基盤法・改正農地法の施行に伴う市町村の役割についてお聞きします。

最初に、5月11日の参議院本会議において可決、成立した改正農業経営基盤強化促進法と改正農地法が年内にも施行され、新たな農地利用の枠組みが動き出すことが新聞報道されました。

相続未登記等により所有者が不明になっている農地の貸借を一定の手続を経て可能とするとともに、農業用施設の床全面をコンクリート張りにした場合でも農地扱いとするものですが、村内にはどれくらいの相続未登記農地が存在していますか。

先日報道された内容によれば、富山県内では相続未登記農地7,618ヘクタールと相続未登記のおそれのある農地4,284ヘクタール、合わせますと1万1,902ヘクタールの農地が対象となっています。

固定資産税や水利費などを負担している事実上の管理者の同意を得た上で、農業委員会が探索、公示を経ることで農地中間管理機構に貸し付け、期間は20年以内で流動化を進めるというものですが、現在村で進められておられます人・農地プランに対象となる農地が発生した場合の対応や、村の一大事業として進めておられます京坪川河川公園周辺での開発行為対象農地には、このような農地はありませんか。

相続未登記農地の解消に向けた取り組みやPR活動についての考えをお聞きします。

次に、2項目目として、村内を走る県道に設置されるグリーンゾーン及び安全確保対策についてお聞きします。

長年にわたる懸案事項となっていました県道147号立山舟橋線の古海老江・竹鼻間の歩道の新設工事も29年度末までに完成を迎えることになり、次に竹鼻・海老江間（舟橋中学校グラウンド角）までの区画線・カラー塗装工事が6月末までに施工されることになりましたことに対しまして、村当局の努力に感謝申し上げます。

今年度の小学校への通学児童数は、古海老江地区9名、竹鼻地区19名、海老江地区

4名とお聞きしました。

各グループ編成により通学するわけですが、6月4日の下校時の集団下校に参加させてもらったところ、道路の右端を一列に並んで、それぞれの地区まで進んでいきました。

今度の改良工事によりますと、従来の車線幅が減少し中央線がなくなり、側道付近にグリーンゾーンを設置するものですが、歩行者及び車両の運転手がこのシステムになれるまでの間に、どのような安全PR活動を進めていこうとお考えなのかお聞きします。

また、小学校入学前から教えられてきました、人は右側通行の原則と違った、登校時間は左側通行、下校時間は右側通行の登下校逆転方式について周知徹底を図るべきと思いますが、いかがですか。

また、自動車の運転手に制限速度を守ることや1車線に減少したことのPR活動を駅南駐車場入り口でのビラ配布等により周知徹底に努め、交通事故のない村づくりを進めるべきと考えますが、当局のお考えをお聞きします。

以上2点、よろしくお願ひします。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 5番明和議員の、改正基盤法・農地法の施行についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の農業経営基盤強化法の改正内容につきましては、これまで所有者不明農地のうち共有者の過半が判明している場合には5年以内の利用権設定が可能でありましたが、過半が判明していない場合は貸し付けが困難でありました。今回の改正では、過半が判明していない場合であっても、固定資産税等の管理人が同意し、農業委員会が不明者の探索と公示を行うことで、20年以内の利用権設定が可能となるものです。

探索の範囲等は今後政令で定めることとされておりますが、一定の範囲に限定し、簡易なものになるとのことであります。

議員ご質問の相続未登記農地であります。先ほど議員からも言われましたけれども、平成28年の農林水産省の調査によれば、富山県における相続未登記農地、これは既に登記名義人が死亡しているものであります。7,618ヘクタール、相続未登記のおそれのある農地、これは登記名義人の転出等により、住民基本台帳上生死の判別がつかず、未登記となるおそれのあるもので、4,284ヘクタール、合計1万1,802ヘクタールで全農地の18%を占めることとなります。

一方、本村では、未登記が22ヘクタール、おそれのあるものが17ヘクタールの合

計39ヘクタールであり、全農地の21%を占めることとなり、県平均より高くなっておりますけれども、調査対象の土地の多くは手続が遅れているだけであり、家族等によって耕作が継続されているものであります。

そのため、代がわり等によって耕作ができなくなった場合にあっては、今回の基盤強化法改正制度を有効に活用することで、耕作放棄地の発生をある程度抑制できるものと考えております。

先ほどご質問にありました農地プラン並びにモデルエリアにつきましては、現段階での影響はないというふうに考えております。

しかし、今回の改正は利用権の設定に限られておりますので、農地の売買等の所有権移転が伴うものは引き続き従来どおり相続・登記の手続が必要となりますから、今後も関係機関と連携・協力し、相続未登記農地の対応に当たりましては、土地の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、県道立山舟橋線のグリーンゾーンの安全対策についてであります。

県道立山舟橋線の改良工事につきましては、古海老江地内から中学校までの児童生徒の安全対策として、歩道整備を富山県に要望いたしてまいりました。

ご承知のとおり、古海老江・竹鼻間の歩道整備は昨年度に完了いたしました。竹鼻から中学校に至る区間については、県の方から、住宅が連担し狭く、歩道の設置が困難であるとの回答をいただきました。

しかしながら、現状では、通学する児童生徒は路肩を通行しており、時には車道へはみ出して歩いていることから、自動車との接触事故を起こす危険性が高くなっておりますので、本村では、歩行者の安全性の確保に向け、県と路肩のカラー舗装についての協議を重ねてまいりました。その結果、今般、竹鼻から中学校に至る区間の路肩カラー舗装工事を実施していただくことになった次第であります。

この工事の施工によりまして、歩道の視認性が高まり、ドライバーには、路側帯を走らないことや速度を落とすよう注意が促されるとともに、地域の方々には通学路であることへの再認識が図られ、より安全で安心な通学環境になると期待しております。

一方、議員ご指摘のとおり、このたびの工事では、道路の幅員は変えずに、路肩を広げてカラー舗装をするものであり、実際には車道の幅員が狭くなりますので、この環境変化に対応できるよう、歩行者並びにドライバー双方への注意喚起は必要であると考えております。

村といたしましては、まず児童生徒に対して、なるべく路肩の端を歩くようにと学校を通して指導してまいりたいと考えております。

また、通過する車両の注意喚起では、道路管理者であります立山土木事務所と協議しまして、当該箇所を通行する車両に伝達できる対策を検討することを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（川崎和夫君） 明和善一郎君。

○5番（明和善一郎君） 今ほど、わかりやすい答弁、ありがとうございました。

先ほど申し上げました登下校逆転方式についてお話をしましたが、隣の町ですが、小学校の登校路線と中学校の登校路線がちょうどこう交差するため、中学校の自転車通学は原則左側通行ですが、学校内の約束事として、役場西側交差点より中学校までの間は、登校時間帯のみ自転車から降りて、牽引しながらの通学とされているとお聞きしました。

こういった事例もございますので、登下校逆転方式の考え方の一例として参考になればと思い聞いてきましたので、舟橋版の取り組みについて考えをお聞きしたいと、再度お願いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 今ほど明和議員さんからご指摘いただきました件につきましては、舟橋の場合につきましては、隣町と違いまして、自転車の通学というのはございません。隣町に比べて非常にカラー舗装区間が短いというところがございます。

ですので、対策につきましては、当然安全性を確保するというのは重要なことでもありますので、小学校、中学校と十分に通学についての対応を検討してまいりたいというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。